

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律、
第23条第5項の情報について



株式会社さきがけプラスA
派05-300029

秋田市山王臨海町1番1号 秋田魁新報社2F
事業年度：令和2年 1月 1日から
令和2年12月31日まで

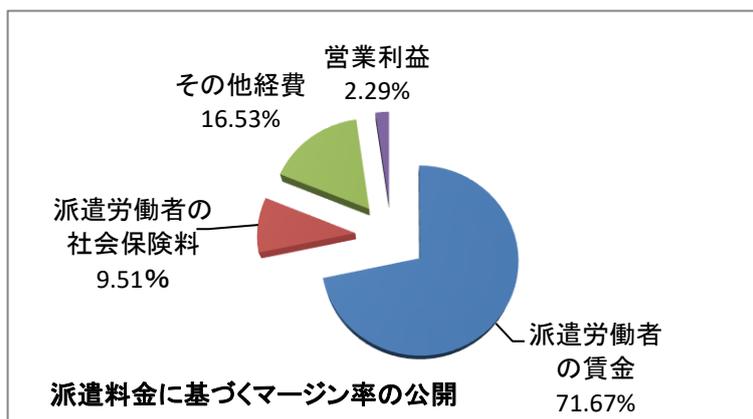
1. 労働者派遣の実績及びマージン率

※令和2年1月1日～令和2年12月31日の実績をもとにしています。

派遣労働者数 2020年12月31日時点	派遣先事業所数 2020年12月31日時点	①労働者派遣の料金 (8時間当たりの平均)	②労働者派遣の賃金 (8時間当たりの平均)	マージン率 (①-②) ÷ ①
87	48	¥12,035	¥8,625	28.33%

◎マージンに含まれる費用

社会保険料	健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料、 雇用保険料、労災保険料などの事業主負担分
その他経費	年次有給休暇取得時にかかる賃金（派遣先への請求はしません）
	一般検診および生活習慣病健診の受診費用
	派遣労働者の募集にかかる募集広告費、登録会場費、営業費用など
	派遣労働者の就業に関する費用 (登録受付、教育訓練、派遣先紹介、事務管理費など)
	福利厚生費、法定手続費用、事務所賃貸料、交通費、通信費、など
営業利益	派遣料金から、労働者の賃金、上記の経費を差し引いた利益



2. 法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別

労使協定を締結している

○当該協定の対象となる派遣労働者の範囲：全ての派遣労働者が対象

○当該協定の有効期間の終期：令和4年3月31日

3. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項（全て、有給・無料で実施）

○キャリア・コンサルティングの相談窓口：担当者 栗林英理子（018-838-0350）

○キャリアアップに資する教育訓練

eラーニングを中心に、教育訓練を実施しています。

- ・人材派遣のシステム
- ・ビジネスマナー教育
- ・各種PC研修

4. その他参考と認められる事項等

福利厚生（社会保険、雇用保険、労災保険、有給休暇、定期健康診断、ストレスチェック）